

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 相談窓口

- (1) 電話番号 082-208-5017
- (2) FAX 番号 082-208-5018
- (3) 担当者 森平 教子
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分

2 指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者

- (1) 法人名 社会福祉法人 平和会
- (2) 所在地 広島市佐伯区五月が丘4丁目15番6号
- (3) 電話番号 082-941-2900
- (4) 代表者氏名 理事長 土井 秀子

3 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
- (2) 事業所名称 広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター
(平成18年4月1日広島市長指定第3400200188号)
- (3) 所在地 広島市佐伯区美鈴が丘西1丁目3番9号
- (4) 電話番号 082-208-5017
- (5) 管理者氏名 森平 教子
- (6) 事業の目的及び運営方針
 - 目的 地域包括支援事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が適切な地域包括ケアを実現することを目的とします。
 - 方針 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行います。
 - 2 できる限り要介護にならないようサービスを適切に確保できるようその調整に努めます。
 - 3 要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努めます。
- (7) 事業の実施地域 五月が丘（石内小学校区除く）・美鈴が丘 圏域
- (8) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日から土曜日 ただし、年末年始（12月30～1月3日）を除きます。
営業時間 午前8時30分から午後5時15分

4 職員の体制

職 種	常勤専従	非常勤	職 務 内 容
(1) 管理者	1名	—	現場責任者（主任介護支援専門員と兼務）
(2) 保健師	1名	名	
(3) 看護師	名	名	
(4) 主任介護支援専門員	2名	名	うち1名管理者と兼務
(5) 介護支援専門員	2名	1名	
(6) 社会福祉士	2名	名	

5 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 介護予防支援サービス計画等の作成

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7 業務の委託

- (1) 利用者が要支援者である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8 料金

- (1) 指定介護予防支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、契約書に定める額を負担していただきます。
この場合、事業者は当該指定介護予防支援に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付します。
- (3) 介護予防ケアマネジメントに要した費用については、利用者の自己負担はありません。

9 料金の支払い方法

上記7(2)の料金は、1月ごとに計算し、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から30日以内にお支払いください。

※支払方法を記載する。

10 契約期間

契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとなります。
ただし、この契約期間中に利用者から契約終了の申出がないときは、自動更新されます。
次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

11 契約の終了

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。
 - ① 利用者が死亡したとき
 - ② 利用者が要介護者(要介護1～5)に該当すると認定されたとき
 - ③ 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
 - ④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除きます。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除きます。)の利用を開始したとき
- (2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。
 - ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
 - ② 事業者が守秘義務に違反したとき
 - ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
 - ① 指定介護予防支援等の提供にあたり、甲が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 甲が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

12 損害賠償

甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

13 苦情受付

- (1) 当事業者における苦情・相談受付窓口

五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター 管理者 森平 教子
電話番号：082-208-5017

- (2) その他の苦情・相談受付窓口

広島市役所 高齢福祉部 地域包括ケア推進課
所在地：広島市中区国泰寺1丁目6番34号
電話番号：082-504-2468

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課
所在地：広島市中区東白島19番49号
電話番号：082-554-0783

広島市佐伯区役所地域支えあい課地域包括支援係
所在地：広島市佐伯区海老園一丁目4番5号
電話番号：082-943-9728

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者 社会福祉法人 平和会

説明者 広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター
氏 名 印

利用者 住 所 広島市佐伯区
氏 名 印

〔 代理人 住 所
氏 名 印 〕